

鎌倉市相談支援包括化推進業務委託公募型プロポーザル実施要領

本要領は、鎌倉市相談支援包括化推進業務を委託するに当たり、業務全般に関して最も優れた企画力、技術力、実施体制、実績を持った業者をプロポーザル方式により選定するために定めるものです。

1 事業の概要

(1) 業務名

鎌倉市相談支援包括化推進業務

(2) 業務の目的・内容

別紙「鎌倉市相談支援包括化推進業務委託契約仕様書（以下「仕様書」という。）」のとおり。

(3) 委託期間

契約締結日から令和4年（2022年）3月31日まで

(4) 業務の履行場所

鎌倉市内

(5) 事業費限度額

9,581,000円（消費税及び地方消費税を含む。）

2 担当課

鎌倉市共生共創部地域共生課

所在地：〒248-8686 鎌倉市御成町18番10号

電話：(0467) 23-3000 内線 2496

メールアドレス：kyosei@city.kamakura.kanagawa.jp

3 応募資格

参加表明をする者（以下「参加表明者」という。）は、次に掲げる条件を全て満たす事業者とします。

(1) 鎌倉市内に事務所を有する法人等であること。

(2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しない者及び同条第2項の規定に基づく鎌倉市の入札参加制限を受けていない者であること。

(3) このプロポーザル方式実施の公告の日から業務委託締結の日までの間のいずれの日においても、鎌倉市入札指名停止等取扱基準（平成24年）の規定に基づく指名停止等期間中でないこと。

(4) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされている者（会社更生法の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事

再生法の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされた者であって、更生計画の認可が決定し、又は再生計画の認可の決定が確定したものを除く。)ではないこと。

- (5) 鎌倉市暴力団排除条例（平成 23 年 10 月条例第 11 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団、同条第 4 号に指定する暴力団員等若しくは同条第 5 号に規定する暴力団経営支配法人等又は同条例第 7 条に規定する暴力団員等と関係を有しないこと。
- (6) 募集目的の趣旨を踏まえた事業計画を立案し、本事業の実施が可能なノウハウや実施体制を確立していること。
- (7) 令和 3 年（2021 年）11 月 1 日に円滑に事業を開始できること。

4 スケジュール

事業者選定までの事務手順は次のとおりとします。なお、審査日等の日程が変更になる場合は、提案募集事務局から参加表明者に連絡をします。

公募期間	令和 3 年（2021 年）8 月 20 日（金）から令和 3 年（2021 年）9 月 21 日（火）まで。 ホームページにて提出書類等のダウンロードができます。
参加申込期間 （郵送又は持参）	令和 3 年（2021 年）8 月 20 日（金）から令和 3 年（2021 年）9 月 21 日（火）午後 5 時まで（土日・祝日を除く） 「地域共生課（4 番窓口）」へ郵送又は持参してください。 （郵送の場合は令和 3 年（2021 年）9 月 21 日（火）必着）
実施要領等への質問受付期間	令和 3 年（2021 年）8 月 20 日（金）から令和 3 年（2021 年）9 月 2 日（木）午後 5 時まで。 電子メール送信後、「地域共生課」に受信確認の電話をしてください。
質問に対する回答	令和 3 年（2021 年）9 月 9 日（木） 市ホームページ上で全ての質問と回答を公表します。（予定）
プレゼンテーション・ ヒアリング審査	令和 3 年（2021 年）9 月 29 日（水）（予定） プレゼンテーション 15 分以内、ヒアリング 30 分以内
最終選定結果の通知	令和 3 年（2021 年）9 月 30 日（木）までに通知を送ります。（予定）

5 参加申込

このプロポーザルに参加する場合は、「3 応募資格」を確認の上、次の書類を提出してください。

(1) 提出書類

- ア 公募型プロポーザル参加申込及び届出書兼誓約書（様式 1）：1 部
- イ 事業者の事業概要がわかる会社案内等の資料：1 部
- ウ 事業者の定款及び規約等：原本 1 部、写し 5 部
- エ 直近の事業報告書及び財務書類：原本 1 部、写し 5 部

- オ 企画提案概要（様式3）：原本1部、写し5部
- カ 企画提案書（任意様式）：原本1部、写し5部
（企画提案書作成要領に基づき作成してください。）
- キ 人員配置計画（様式4）：原本1部、写し5部
- ク 事業費積算書（様式5）：原本1部、写し5部
- ケ 業務経歴書（様式6）：原本1部、写し5部

※「写し」の提出書類においては、事業者名、事業者住所、代表者名等記載欄を空欄にし、応募事業者が特定できる表現やマークは標記・記載しないでください。

(2) 受付期間

令和3年（2021年）8月20日（金）から令和3年（2021年）9月21日（火）午後5時まで（土日・祝日を除く）。

郵送の場合は令和3年（2021年）9月21日（火）必着。

(3) 提出方法

地域共生課へ郵送又は持参により提出してください。なお、郵送での提出の場合は、封筒の表面に「鎌倉市相談支援包括化推進業務委託公募型プロポーザル参加申込書在中」と朱書きし、「書留」「簡易書留」「特定記録」のいずれかの方法で郵送してください。

6 質問の受付

このプロポーザルに関する質問がある場合は、「質問票（様式2）（以下「様式2」という。）」を提出してください。

(1) 受付期間

令和3年（2021年）8月20日（金）から令和3年（2021年）9月2日（木）午後5時まで。

(2) 受付方法

「様式2」に必要事項を記入し、地域共生課へ電子メールに添付して提出してください。電子メールの表題は「プロポーザルに関する質問（事業者名）」としてください。

*電子メール以外の方法での質問（電話での問い合わせ等）については回答いたしません。

(3) 回答

質問及びその回答の内容は、令和3年（2021年）9月9日（木）に鎌倉市ホームページ上にて公開する予定です。

7 プレゼンテーション・ヒアリング評価

(1) 実施日時

令和3年（2021年）9月29日（水）を予定しています。（実施時刻等は参加申し込み締め切り後、個別に通知）

(2) 時間配分

各団体概ね 45 分間（プレゼンテーション 15 分以内、ヒアリング概ね 30 分）

* 上記時間に事業者の入れ替え時間、準備時間は含みません。

* 当日のプレゼンテーションでは、事前に提出した企画提案書等の資料を用いてプレゼンテーションしてください。提出した企画提案書以外の内容をパワーポイントなどの新たな資料を用いてプレゼンテーションしないものとします。なお、事前に提出した企画提案書等の資料はいかなる理由があっても返却しません。

* 当日の説明者は 3 人以内（本業務を担当する者を必ず含む。）とします。

* プレゼンテーションは本業務の主たる担当者が行うものとします。

8 事業者の選定

(1) 選定及び評価方法

選定方法はプロポーザル方式とし、鎌倉市相談支援包括化推進業務委託事業者選定審査会（以下「審査会」という）委員が評価基準（表 1）に基づき、提出された企画提案書等の内容及びプレゼンテーション・ヒアリング等について評価し点数化します。この評価結果に基づき合計点数が最も高い者を委託契約予定事業者とします。なお、応募事業者が 1 者であっても審査会を開催し、候補者の適否について評価します。

また、同一の評価項目において 0 点の評価を行った委員が審査を行った委員の過半数に達した場合、または、審査を行った委員の合計点が満点の点数の 6 割に達しない場合は、その参加事業者を不合格とします。

※評価点は参加事業者ごとに公開しますが、個別の点数は公開しません。

(2) 選定結果通知

最終選定結果については、結果のいかにかわらず、令和 3 年（2021 年）9 月 30 日（木）（予定）に、選定の結果を電子メールにて通知するとともに、後日結果通知書を参加申込書記載の所在地あてに送付します。

（表 1）

評価項目		評価の視点	配点
事業者の適格性	事業者の適格性	委託期間中の事業の継続が可能であるか。	10
実施コンセプト	実施コンセプト	本事業の目的及び必要性について理解し、本市の福祉の現業・課題について把握しているか。	20
実施内容・方法	各取組の一体的な実施に関する事業計画	多機関協働の取組及び参加支援の取組の一体的な実施が可能であるか。	10
	多機関協働の取組に関する事業計画	複雑化・複合化した事例について、各支援関係機関の役割分担等、事例全体の調整機能の役割を果たすことが可能である	10

		か。	
	参加支援の取組に関する事業計画	既存の社会参加に向けた事業では対応できない狭間の個別ニーズと地域の社会資源との間の調整を行うことが可能であるか。	10
	関係機関との連携	多機関協働の取組及び参加支援の取組を実施するに当たり支援関係機関等との連携は円滑に進められるか。	10
職員等配置体制	職員体制、資格の状況	支援を実施するのに必要な資格・知識・経験等を有する職員が不足なく配置されているか。	20
施設運営概要	実施場所の確保	実施場所を確保しているか。	5

9 契約の締結

本業務の委託契約予定事業者に選定された参加事業者は、鎌倉市と協議の上、契約に必要な書類を揃え、速やかに契約を締結するものとします。

なお、契約予定事業者が何らかの理由により契約を行えなかった場合、次点の事業者を契約予定事業者とします。

10 参加事業者の失格

次のいずれかに該当する場合は失格とします。

- (1) 「3 応募資格」に規定する要件を満たさなくなった場合
- (2) 提出期限までに提出書類が提出されなかった場合
- (3) 提出書類に虚偽の記載があった場合
- (4) 見積額が事業費限度額を超えている場合
- (5) プレゼンテーションに参加しなかった場合
- (6) 提案に関して選考の公平性を害する行為があった場合
- (7) 提案に当たり著しく信義に反する行為等、選定委員会が失格であると認めた場合
- (8) 人員配置計画に記載した配置予定者を、契約締結までに確保できなかった場合
- (9) その他、鎌倉市が指示した事項及び本提案に関する条件に違反した場合

11 その他の留意事項

- (1) このプロポーザルに参加する費用はすべて参加する事業者の負担とします。
- (2) 提出書類の提出後の修正又は変更は一切認めません。
- (3) 参加申込後に取り下げの場合は、参加申込取下げ書（任意様式）を提出してください。

- (4) 提出書類の著作権は参加する事業者に帰属します。ただし、鎌倉市がこのプロポーザル結果の報告、公表等のために必要な場合は提出書類の内容を無償で使用できるものとします。
- (5) 提出された書類は返却しません。
- (6) このプロポーザルに係る情報公開請求があった場合は、鎌倉市情報公開条例（平成13年9月条例第4号）に基づき提出書類を公開することがあります。
- (7) この委託業務の契約書には、一括再委託の禁止に関する定めを設けるものとします。
- (8) この実施要領に定めのない事項については、地方自治法（昭和22年法律第67号）、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）、鎌倉市契約規則（昭和39年規則第20号）等関係法令等の定めるところによります。